

(気象業務法施行規則の一部改正)
第四十二条 気象業務法施行規則(昭和二十七年運輸省令第百二号)の一部を次のように改正する。
本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(気象測器検定規則の一部改正)
第四十四条 気象測器検定規則(昭和二十七年運輸省令第百二号)の一部を次のように改正する。
本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

(臨時船舶建造調整法施行規則の一部改正)
第四十五条 臨時船舶建造調整法施行規則(昭和二十八年運輸省令第百四十二号)の一部を次のように改正する。
本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する省令の一部改正)
第四十六条 小型船舶の船籍及び総トン数の測度に関する省令(昭和二十八年運輸省令第百四十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。
第十條第三項中「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

(航空機登録規則の一部改正)
第四十七条 航空機登録規則(昭和二十八年運輸省令第百五十号)の一部を次のように改正する。
本則中「運輸省」を「国土交通省」に、運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(鉄道軌道整備法施行規則の一部改正)
第四十八条 鉄道軌道整備法施行規則(昭和二十八年運輸省令第百八十一号)の一部を次のように改める。
本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第十三条中(法附則第四項の規定により認定を受けたものとみなされた鉄道を含む。を削る。
第十五条の十一中「編纂」を「図」に改める。

第二十二條中(法附則第四項の規定により認定を受けたものとみなされた鉄道を含む。を削る。
第二号様式中「図」を「表」に改める。

第二号様式中「図」を「表」に改める。
第二十一号様式、第二十二号様式、第二十三号様式及び第二十四号様式中「編纂」を「図」に改める。

(鉄道車両等生産動態統計調査規則の一部改正)
第四十九条 鉄道車両等生産動態統計調査規則(昭和二十九年運輸省令第百十五号)の一部を次のように改正する。
本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(軌道運転規則の一部改正)
第五十条 軌道運転規則(昭和二十九年運輸省令第百二十二号)の一部を次のように改正する。
本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(自動車損害賠償保障法施行規則の一部改正)
第五十一条 自動車損害賠償保障法施行規則(昭和三十年運輸省令第百六十六号)の一部を次のように改正する。
本則(第十六条を除く)中「運輸省令」を「国土交通省令」に、地方運輸局陸運支局長(以下「陸運支局長」という)を「陸運支局長」に、運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第十一條から第十七條までを次のように改める。
第十一條から第十七條まで 削除

第一号様式の備考中「表」を「図」に改める。
第十号様式中「編纂」を「図」に改める。

第十一号様式中「編纂」を「図」に改める。
第十二号様式中「編纂」を「図」に改める。

(自動車運送事業等監査規則の一部改正)
第五十二条 自動車運送事業等監査規則(昭和三十年運輸省令第百七十号)の一部を次のように改正する。
本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、地方運輸局陸運支局長以下「陸運支局長」という)を「陸運支局長」に改める。

(自動車損害賠償保障事業業務委託契約準則の一部改正)
第五十三条 自動車損害賠償保障事業業務委託契約準則(昭和三十一年運輸省令第百三十三号)の一部を次のように改正する。
本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(空港整備法施行規則の一部改正)
第五十四条 空港整備法施行規則(昭和三十一年運輸省令第百四十一号)の一部を次のように改正する。
本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

第一号様式から第三号様式まで中「編纂」を「図」に改める。
(動力車操縦者運転免許に関する省令の一部改正)
第五十五条 動力車操縦者運転免許に関する省令(昭和三十一年運輸省令第百四十三号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
第一号様式中「編纂」を「図」に改める。

(旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正)
第五十六条 旅客自動車運送事業運輸規則(昭和三十一年運輸省令第百四十四号)の一部を次のように改正する。
第三十一條第一項第一号及び第三十二條第二項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第五十四條第一項中「地方運輸局陸運支局長(以下「陸運支局長」という)を「陸運支局長」に改める。
第十号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

(船舶船員統計調査規則の一部改正)
第五十七条 船舶船員統計調査規則(昭和三十一年運輸省令第百五十九号)の一部を次のように改正する。
本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第八條中「地方運輸局又は海運監理部の」(以下「海運支局長」という)及び(以下「海運支局」という)を削る。
(船舶労働統計調査規則の一部改正)
第五十九條 船舶労働統計調査規則(昭和三十一年運輸省令第百八十八号)の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
第八條中「地方運輸局又は海運監理部の」(以下「海運支局長」という)及び(以下「海運支局」という)を削る。

(道路に関する調査をする職員の身分を示す証票の様式を定める省令の一部改正)
第六十条 道路に関する調査をする職員の身分を示す証票の様式を定める省令(昭和三十一年運輸省令第百九十九号)の一部を次のように改正する。
本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。

様式中「編纂」を「図」に改める。
第三條から第五條までに規定するに改め、以下略」及び「前段」を削り、運輸省令」を「国土交通省令」に改める。